

計画変更案件に係る関係法令等チェックリスト【集計】

1 南陽森林地域の縮小

地域区分・許可等			該当の有無		個別法等との調整状況
			当該地域	影響を与える地域	
都市地域	線引都市計画区域	市街化区域・用途地域 ()			
		市街化調整区域			
	非線引都市計画区域	用途地域 ()			
		用途地域以外			
	都市地域編入予定地域				
農業地域	農用地区域				調整手続き不要。 H29.9.29 農振農用地から除外済み。
	農用地区域以外の農振地域		○		
	農振地域編入予定地域				
森林地域	国有林				
	保安林				
	保安施設地区				
	地域森林計画対象民有林		○		R1.12の森林審議会にて報告
	その他森林地域				
自然公園地域	国立公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	国定公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	県立自然公園	特別地域(第 3 種)	○		
普通地域		○			
自然保全地域	県自然環境保全地域特別地区				
	県自然環境保全地域普通地区				
鳥獣保護区特別保護地区	国指定				
鳥獣保護区特別保護地区	県指定				
急傾斜地崩壊危険区域					
砂防指定地					

地すべり防止区域				
土砂災害警戒区域		○		
土砂災害特別警戒区域				
※河川区域等				
浸水想定区域				
海岸保全区域				
※港湾地域				
臨港地区				
漁港区域				
風致地区				
文化財	()			
地区計画(都市計画)				
開発許可(都市計画)		○		10,000 m ² 以上の開発行為は開発許可が必要です。 (置賜総合支庁建築課が窓口となります。)
建築許可(都市計画)				
農地法第5条転用許可				
土地収用法による事業認定				
※その他	()			
◎その他土地利用に関する規制等についてご記入下さい。図面等がある場合には、添付願います。				

(※注)

- 1 都市地域の項目・用途地域の後のカッコ内には用途区分をご記入下さい。
- 2 「河川区域等」とは、河川区域及び河川保全区域とする。
- 3 「港湾地域」とは、港湾区域及び隣接港湾地域とする。
- 4 「地域区分・許可等」が黄色の網掛けの場合、変更案件及び変更案件の周辺の土地について、各課所管の個別法の許認可の規制状況や調整状況を勘案してご記入下さい。
- 5 「その他」とは、上記各項目に該当するものがない場合に、カッコ内に項目名を記載し、「個別法等との調整状況」の欄に具体的な調整状況をご記入下さい。
- 6 表頭にある「当該地域」の欄は、変更案件の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合に、○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。
- 7 表頭にある「影響を与える地域」の欄は、変更案件の周辺の土地において、災害等の影響が懸念される場合において、その周辺の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合、「影響を与える地域」の欄に○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。

■想定事例

変更案件の土地が河川の近くの宅地開発の場合、変更案件の土地＝「当該地域」自体は、問題がなくとも、変更案件の周辺の土地が河川に隣接し、洪水による浸水が懸念される場合、「浸水想定区域」の欄の「影響を与える地域」の欄に○を付け、その状況を右の「個別法等との調整状況」の欄にコメントを記入する。

計画変更案件に係る関係法令等チェックリスト【集計】

2 上山森林地域の縮小

地域区分・許可等			該当の有無		個別法等との調整状況
			当該地域	影響を与える地域	
都市地域	線引都市計画区域	市街化区域・用途地域 ()			
		市街化調整区域			
	非線引都市計画区域	用途地域 ()			
		用途地域以外			
	都市地域編入予定地域				
農業地域	農用地区域		○		調整手続き不要
	農用地区域以外の農振地域		○		
	農振地域編入予定地域				
森林地域	国有林				
	保安林				
	保安施設地区				
	地域森林計画対象民有林		○		R1. 12の森林審議会にて報告
	その他森林地域				
自然公園地域	国立公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	国定公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	県立自然公園	特別地域(第 種)			
		普通地域			
	自然保全地域	県自然環境保全地域特別地区			
県自然環境保全地域普通地区					
鳥獣保護区特別保護地区	国指定				
鳥獣保護区特別保護地区	県指定				
急傾斜地崩壊危険区域					

砂防指定地				
地すべり防止区域				
土砂災害警戒区域				
土砂災害特別警戒区域				
※河川区域等				
浸水想定区域				
海岸保全区域				
※港湾地域				
臨港地区				
漁港区域				
風致地区				
文化財 地区計画（都市計画）	（ ）			
開発許可（都市計画）		○		10,000㎡以上の開発行為は開発許可が必要です。 （村山総合支庁建築課が窓口となります。）
建築許可（都市計画）				
農地法第5条転用許可				
土地収用法による事業認定				
※その他	（ ）			
◎その他土地利用に関する規制等についてご記入下さい。図面等がある場合には、添付願います。				

(※注)

- 1 都市地域の項目・用途地域の後のカッコ内には用途区分をご記入下さい。
- 2 「河川区域等」とは、河川区域及び河川保全区域とする。
- 3 「港湾地域」とは、港湾区域及び隣接港湾地域とする。
- 4 「地域区分・許可等」が黄色の網掛けの場合、変更案件及び変更案件の周辺の土地について、各課所管の個別法の許認可の規制状況や調整状況を勘案してご記入下さい。
- 5 「その他」とは、上記各項目に該当するものがない場合に、カッコ内に項目名を記載し、「個別法等との調整状況」の欄に具体的な調整状況をご記入下さい。
- 6 表頭にある「当該地域」の欄は、変更案件の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合に、○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。
- 7 表頭にある「影響を与える地域」の欄は、変更案件の周辺の土地において、災害等の影響が懸念される場合において、その周辺の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合、「影響を与える地域」の欄に○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。

■想定事例

変更案件の土地が河川の近くの宅地開発の場合、変更案件の土地＝「当該地域」自体は、問題がなくとも、変更案件の周辺の土地が河川に隣接し、洪水による浸水が懸念される場合、「浸水想定区域」の行の「影響を与える地域」の欄に○を付け、その状況を右の「個別法等との調整状況」の欄にコメントを記入する。

計画変更案件に係る関係法令等チェックリスト【集計】

3 大石田森林地域の縮小

地域区分・許可等			該当の有無		個別法等との調整状況
			当該地域	影響を与える地域	
都市地域	線引都市計画区域	市街化区域・用途地域 ()			
		市街化調整区域			
	非線引都市計画区域	用途地域 ()			
		用途地域以外	○		
	都市地域編入予定地域				
農業地域	農用地区域				調整手続き不要
	農用地区域以外の農振地域		○		
	農振地域編入予定地域				
森林地域	国有林				
	保安林				
	保安施設地区				
	地域森林計画対象民有林		○		R 1.12 の森林審議会にて報告
	その他森林地域				
自然公園地域	国立公園	特別保護地区			
		特別地域 (第 種)			
		普通地域			
	国定公園	特別保護地区			
		特別地域 (第 種)			
		普通地域			
	県立自然公園	特別地域 (第 種)			
		普通地域			
	自然保全地域	県自然環境保全地域特別地区			
県自然環境保全地域普通地区					
鳥獣保護区特別保護地区	国指定				
鳥獣保護区特別保護地区	県指定				
急傾斜地崩壊危険区域					

砂防指定地				
地すべり防止区域				
土砂災害警戒区域				
土砂災害特別警戒区域				
※河川区域等				
浸水想定区域				
海岸保全区域				
※港湾地域				
臨港地区				
漁港区域				
風致地区				
文化財 地区計画（都市計画）	（ ）			
開発許可（都市計画）		○		3,000㎡以上の開発行為は 開発許可が必要です。（村山 総合支庁建築課が窓口とな ります。）
建築許可（都市計画）				
農地法第5条転用許可				
土地収用法による事業認定				
※その他	（ ）			
◎その他土地利用に関する規制等についてご記入下さい。図面等がある場合には、添付願います。				

(※注)

- 1 都市地域の項目・用途地域の後のカッコ内には用途区分をご記入下さい。
- 2 「河川区域等」とは、河川区域及び河川保全区域とする。
- 3 「港湾地域」とは、港湾区域及び隣接港湾地域とする。
- 4 「地域区分・許可等」が黄色の網掛けの場合、変更案件及び変更案件の周辺の土地について、各課所管の個別法の許認可の規制状況や調整状況を勘案してご記入下さい。
- 5 「その他」とは、上記各項目に該当するものがない場合に、カッコ内に項目名を記載し、「個別法等との調整状況」の欄に具体的な調整状況をご記入下さい。
- 6 表頭にある「当該地域」の欄は、変更案件の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合に、○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。
- 7 表頭にある「影響を与える地域」の欄は、変更案件の周辺の土地において、災害等の影響が懸念される場合において、その周辺の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合、「影響を与える地域」の欄に○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。

■想定事例

変更案件の土地が河川の近くの宅地開発の場合、変更案件の土地＝「当該地域」自体は、問題がなくとも、変更案件の周辺の土地が河川に隣接し、洪水による浸水が懸念される場合、「浸水想定区域」の行の「影響を与える地域」の欄に○を付け、その状況を右の「個別法等との調整状況」の欄にコメントを記入する。

計画変更案件に係る関係法令等チェックリスト【集計】

4 米沢森林地域の縮小

地域区分・許可等			該当の有無		個別法等との調整状況
			当該地域	影響を与える地域	
都市地域	線引都市計画区域	市街化区域・用途地域 ()			
		市街化調整区域			
	非線引都市計画区域	用途地域 ()			
		用途地域以外			
	都市地域編入予定地域				
農業地域	農用地区域		○		調整手続不要。
	農用地区域以外の農振地域				
	農振地域編入予定地域				
森林地域	国有林				
	保安林				
	保安施設地区				
	地域森林計画対象民有林		○		R 1.12 の森林審議会にて報告
	その他森林地域				
自然公園地域	国立公園	特別保護地区			
		特別地域 (第 種)			
		普通地域			
	国定公園	特別保護地区			
		特別地域 (第 種)			
		普通地域			
	県立自然公園	特別地域 (第 種)			
普通地域					
自然保全地域	県自然環境保全地域特別地区				
	県自然環境保全地域普通地区				
鳥獣保護区特別保護地区	国指定				
鳥獣保護区特別保護地区	県指定				
急傾斜地崩壊危険区域					

砂防指定地				
地すべり防止区域				
土砂災害警戒区域				
土砂災害特別警戒区域				
※河川区域等				
浸水想定区域				
海岸保全区域				
※港湾地域				
臨港地区				
漁港区域				
風致地区				
文化財 地区計画（都市計画）	（ ）			
開発許可（都市計画）		○		10,000㎡以上の開発行為は開発許可が必要です。（米沢市都市整備課が窓口となります。）
建築許可（都市計画）				
農地法第5条転用許可				
土地収用法による事業認定				
※その他	（ ）			
◎その他土地利用に関する規制等についてご記入下さい。図面等がある場合には、添付願います。				

(※注)

- 1 都市地域の項目・用途地域の後のカッコ内には用途区分をご記入下さい。
- 2 「河川区域等」とは、河川区域及び河川保全区域とする。
- 3 「港湾地域」とは、港湾区域及び隣接港湾地域とする。
- 4 「地域区分・許可等」が黄色の網掛けの場合、変更案件及び変更案件の周辺の土地について、各課所管の個別法の許認可の規制状況や調整状況を勘案してご記入下さい。
- 5 「その他」とは、上記各項目に該当するものがない場合に、カッコ内に項目名を記載し、「個別法等との調整状況」の欄に具体的な調整状況をご記入下さい。
- 6 表頭にある「当該地域」の欄は、変更案件の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合に、○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。
- 7 表頭にある「影響を与える地域」の欄は、変更案件の周辺の土地において、災害等の影響が懸念される場合において、その周辺の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合、「影響を与える地域」の欄に○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。

■想定事例

変更案件の土地が河川の近くの宅地開発の場合、変更案件の土地＝「当該地域」自体は、問題がなくとも、変更案件の周辺の土地が河川に隣接し、洪水による浸水が懸念される場合、「浸水想定区域」の行の「影響を与える地域」の欄に○を付け、その状況を右の「個別法等との調整状況」の欄にコメントを記入する。

計画変更案件に係る関係法令等チェックリスト【集計】

5 鶴岡森林地域の縮小

地域区分・許可等			該当の有無		個別法等との調整状況
			当該地域	影響を与える地域	
都市地域	線引都市計画区域	市街化区域・用途地域 ()			
		市街化調整区域	○		
	非線引都市計画区域	用途地域 ()			
		用途地域以外			
	都市地域編入予定地域				
農業地域	農用地区域		○		調整手続き不要。
	農用地区域以外の農振地域				
	農振地域編入予定地域				
森林地域	国有林				
	保安林				
	保安施設地区				
	地域森林計画対象民有林		○		R1. 12の森林審議会にて報告
	その他森林地域				
自然公園地域	国立公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	国定公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	県立自然公園	特別地域(第 種)			
普通地域					
自然保全地域	県自然環境保全地域特別地区				
	県自然環境保全地域普通地区				
鳥獣保護区特別保護地区	国指定				
鳥獣保護区特別保護地区	県指定				
急傾斜地崩壊危険区域					
砂防指定地					

地すべり防止区域				
土砂災害警戒区域				
土砂災害特別警戒区域				
※河川区域等				
浸水想定区域				
海岸保全区域				
※港湾地域				
臨港地区				
漁港区域				
風致地区				
文化財	()			
地区計画(都市計画)				
開発許可(都市計画)		○		全ての開発行為は開発許可が必要です。(鶴岡市都市計画課が窓口となります。)
建築許可(都市計画)		○		市街化調整区域内の開発許可を受けた建築物以外の建築は、建築許可が必要です。(鶴岡市都市計画課が窓口となります。)
農地法第5条転用許可				
土地収用法による事業認定				
※その他	()			
◎その他土地利用に関する規制等についてご記入下さい。図面等がある場合には、添付願います。				

(※注)

- 1 都市地域の項目・用途地域の後のカッコ内には用途区分をご記入下さい。
- 2 「河川区域等」とは、河川区域及び河川保全区域とする。
- 3 「港湾地域」とは、港湾区域及び隣接港湾地域とする。
- 4 「地域区分・許可等」が黄色の網掛けの場合、変更案件及び変更案件の周辺の土地について、各課所管の個別法の許認可の規制状況や調整状況を勘案してご記入下さい。
- 5 「その他」とは、上記各項目に該当するものがない場合に、カッコ内に項目名を記載し、「個別法等との調整状況」の欄に具体的な調整状況をご記入下さい。
- 6 表頭にある「当該地域」の欄は、変更案件の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合に、○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。
- 7 表頭にある「影響を与える地域」の欄は、変更案件の周辺の土地において、災害等の影響が懸念される場合において、その周辺の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合、「影響を与える地域」の欄に○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。

■想定事例

変更案件の土地が河川の近くの宅地開発の場合、変更案件の土地＝「当該地域」自体は、問題がなくとも、変更案件の周辺の土地が河川に隣接し、洪水による浸水が懸念される場合、「浸水想定区域」の行の「影響を与える地域」の欄に○を付け、その状況を右の「個別法等との調整状況」の欄にコメントを記入する。

計画変更案件に係る関係法令等チェックリスト【集計】

6 酒田森林地域の縮小

地域区分・許可等			該当の有無		個別法等との調整状況
			当該地域	影響を与える地域	
都市地域	線引都市計画区域	市街化区域・用途地域 ()			
		市街化調整区域	○		
	非線引都市計画区域	用途地域 ()			
		用途地域以外			
	都市地域編入予定地域				
農業地域	農用地区域		○		調整手続き不要
	農用地区域以外の農振地域				
	農振地域編入予定地域				
森林地域	国有林				
	保安林				
	保安施設地区				
	地域森林計画対象民有林		○		R1. 12の森林審議会にて報告
	その他森林地域				
自然公園地域	国立公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	国定公園	特別保護地区			
		特別地域(第 種)			
		普通地域			
	県立自然公園	特別地域(第 種)			
		普通地域			
自然保全地域	県自然環境保全地域特別地区				
	県自然環境保全地域普通地区				
鳥獣保護区特別保護地区	国指定				
鳥獣保護区特別保護地区	県指定				
急傾斜地崩壊危険区域					
砂防指定地					
地すべり防止区域					

土砂災害警戒区域				
土砂災害特別警戒区域				
※河川区域等				
浸水想定区域				
海岸保全区域				
※港湾地域				
臨港地区				
漁港区域				
風致地区				
文化財 地区計画（都市計画）	（ ）			
開発許可（都市計画）		○		全ての開発行為は開発許可が必要です。（酒田市都市デザイン課が窓口となります。）
建築許可（都市計画）		○		市街化調整区域内の開発許可を受けた建築物以外の建築は、建築許可が必要です。（酒田市都市デザイン課が窓口となります。）
農地法第5条転用許可				
土地収用法による事業認定				
※その他	（ ）			
◎その他土地利用に関する規制等についてご記入下さい。図面等がある場合には、添付願います。				

（※注）

- 1 表頭欄外の（ある・ない）はどちらかを○で囲んで下さい。
- 2 都市地域の項目・用途地域の後のカッコ内には用途区分をご記入下さい。
- 3 「河川区域等」とは、河川区域及び河川保全区域とする。
- 4 「港湾地域」とは、港湾区域及び隣接港湾地域とする。
- 5 「地域区分・許可等」が黄色の網掛けの場合、変更案件及び変更案件の周辺の土地について、各課所管の個別法の許認可の規制状況や調整状況を勘案してご記入下さい。
- 6 「その他」とは、上記各項目に該当するものがない場合に、カッコ内に項目名を記載し、「個別法等との調整状況」の欄に具体的な調整状況をご記入下さい。
- 7 表頭にある「当該地域」の欄は、変更案件の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合に、○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。
- 8 表頭にある「影響を与える地域」の欄は、変更案件の周辺の土地において、災害等の影響が懸念される場合において、その周辺の土地が各課所管の個別法等の地域に該当する場合、「影響を与える地域」の欄に○を付け、その規制や調整の状況について「個別法等との調整状況」の欄にご記入下さい。

■想定事例

変更案件の土地が河川の近くの宅地開発の場合、変更案件の土地＝「当該地域」自体は、問題がなくとも、変更案件の周辺の土地が河川に隣接し、洪水による浸水が懸念される場合、「浸水想定区域」の行の「影響を与える地域」の欄に○を付け、その状況を右の「個別法等との調整状況」の欄にコメントを記入する。